

熊本市保健所長 (宛)

施設コード	校区	指導済
手数料		

営業許可申請書 (新規、継続)

年 月 日

食品衛生法 (第55条第1項) の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄)

申請手数料の還付はできません

申請者情報	電子メールアドレス:		法人番号:
	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	申請者住所 法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)		(生年月日)
申請者氏名 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生	

営業施設情報	電子メールアドレス:		法人番号:
	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	調理師・製菓衛生師・栄養士・講習会修了者・その他()
食品衛生責任者の氏名	受講した講習会	() 地域食品衛生責任者講習会 eラーニング	
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自動販売機の型番	
HACCPの取組	HACCPに基づく衛生管理 HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		計画: 記録:

営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
	1	指令(食保)第 号 年 月 日		
	2	指令(食保)第 号 年 月 日		
	3	指令(食保)第 号 年 月 日		
	4	指令(食保)第 号 年 月 日		

食品衛生監視員の意見	年 月 日 食品衛生監視員			
	食品衛生監視員の現地調査の結果は上記の通りであり基準に 適合 している と認められるので 許可して よろしいか していない 不許可して			受付印
決裁印	所長	課長	班長	
			班員	

担当者	(ふりがな) 担当者氏名	電話番号		
	法第55条第2項関係 (1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。 (2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。 (3) 法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。			該当には <input checked="" type="checkbox"/>
申請者情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別 全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの) 加糖粉乳 魚肉ハム 食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) 調製粉乳 魚肉ソーセージ マーガリン 添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) 食肉製品 放射線照射食品 ショートニング			
	(ふりがな)		資格の種類	
営業施設情報	食品衛生管理者の氏名 「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要		受講した講習会 講習会名称 年 月 日	
	使用水の種類 上水道 (直結 専用水道 簡専水 小規模 その他) 井水 (消毒設備の有無) 有 無		自動車登録番号 自動車において調理をする営業の場合	
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設		ふぐの処理を行う施設	
	生食用食肉の加工又は調理を行う施設		(ふりがな)	
	指定成分等含有食品を取り扱う施設		ふぐ処理者氏名 ふぐ処理する営業の場合	
	輸出食品取扱施設 この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。		認定番号等	
添付書類	施設の構造及び設備を示す図面(事業譲渡の場合は省略可) (飲用に適する水使用の場合)水質検査の結果 営業施設から200メートル以内の付近見取図 (法人の場合)登記事項証明書		(自動車による営業の場合)自動車検査証の写し その他保健所長が必要と認める書類	
事業譲渡	営業を譲り受けたことを証する旨			
備考				

熊本市保健所長

(宛)

校区

指導済

施設コード

手数料

申請手数料の還付はできません

営業許可申請書（新規、継続）

令和 年 月 〇日

食品衛生法（第55条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄）

申請者情報	電子メールアドレス： taro@ .jp	法人番号：	
	郵便番号： -	電話番号： - -	FAX番号： - -
	申請者住所 法人にあっては、所在地 熊本市〇〇区 町丁目番号		
営業施設情報	(ふりがな) しょくひん たろう	(生年月日)	
	申請者氏名 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 食品 太郎	昭和〇年 〇月 〇日生	
	電子メールアドレス： taro@ .jp	法人番号：	
営業許可種類	郵便番号： 862-0971	電話番号： - -	FAX番号： - -
	施設の所在地 熊本県内一円		
	(ふりがな) きっちんたろう		
	施設の名称、屋号又は商号 キッチン太郎		
	(ふりがな) しょくひん はなこ	資格の種類	調理師・製菓衛生師・栄養士・講習会修了者・その他()
食品衛生責任者の氏名 食品 花子	受講した講習会	(〇〇市) 地域食品衛生責任者講習会 eラーニング	
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 調理食品（からあげ）		自動販売機の型番	
HACCPの取組		HACCPに基づく衛生管理 HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	計画： 記録：
営業許可種類	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	1 指令(食保)第 号 年 月 日	飲食店営業	
	2 指令(食保)第 号 年 月 日		
	3 指令(食保)第 号 年 月 日		
4 指令(食保)第 号 年 月 日			
食品衛生監視員の意見		年 月 日 食品衛生監視員	
決裁印		食品衛生監視員の現地調査の結果は上記の通りであり基準に 適合している と認められるので 許可して よろしいか していない 不許可して	
		所長	課長
		班長	班員

担当者	(ふりがな) しょくひん たろう	電話番号
	担当者氏名 食品 太郎	- -
申請者情報	法第55条第2項関係	該当には <input checked="" type="checkbox"/>
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別	全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの) 加糖粉乳 魚肉ハム 食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) 調製粉乳 魚肉ソーセージ マーガリン 添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) 食肉製品 放射線照射食品 ショートニング
	(ふりがな)	資格の種類
業種に応じた情報	食品衛生管理者の氏名 「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要	受講した講習会名称 年 月 日
	使用水の種類	自動車登録番号 自動車において調理をする営業の場合
	上水道(直結 専用水道 簡専水 小規模 その他) 井水(消毒設備の有無) 有 無	
添付書類	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	ふぐの処理を行う施設
	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	(ふりがな)
	指定成分等含有食品を取り扱う施設	ふぐ処理者氏名 ふぐ処理する営業の場合
	輸出食品取扱施設 この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	認定番号等
事業譲渡	施設の構造及び設備を示す図面(事業譲渡の場合は省略可)	(自動車による営業の場合)自動車検査証の写し その他保健所長が必要と認める書類
	(飲用に適する水使用の場合)水質検査の結果 営業施設から200メートル以内の付近見取図 (法人の場合)登記事項証明書	
備考	(記載例) 保管場所: 熊本市 区 町 番地 仕込み場所: 熊本市 区 町 番地	

熊本市保健所長（宛）

校区

指導済

施設コード

手数料

申請手数料の還付はできません

営業許可申請書（新規、継続）

令和 年 月 〇日

食品衛生法（第55条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄）

申請者情報	電子メールアドレス： restaurant-taro@.jp	法人番号：	
	郵便番号： -	電話番号： - -	FAX番号： - -
	申請者住所 法人にあっては、所在地 熊本市〇〇区 町 丁目 番号		
営業施設情報	(ふりがな) かぶしきがいしゃ しょくひん しょくひん たろう	(生年月日)	
	申請者氏名 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 株式会社 食品 食品 太郎	法人の場合は記入不要 年 月 日生	
	電子メールアドレス： restaurant-taro@.jp	郵便番号： 862-0971	電話番号： - -
施設の所在地 熊本県内一円			
(ふりがな) きっちんたろう いちごうてん		名称、屋号又は商号 (仮設を特定する名称や号番号がある場合は記載する)	
施設の名称、屋号又は商号 キッチン太郎 1号店			
(ふりがな) しょくひん はなこ	資格の種類	調理師・製菓衛生師・栄養士・講習会修了者・その他()	
食品衛生責任者の氏名 食品 花子	受講した講習会	(〇〇市) 地域食品衛生責任者講習会 eラーニング	
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 例：調理食品（からあげ）		自動販売機の型番	
HACCPの取組		HACCPに基づく衛生管理 HACCPの考え方を取り入れた衛生管理 計画： 記録：	
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	1 指令(食保)第 号 年 月 日	飲食店営業	
	2 指令(食保)第 号 年 月 日		
	3 指令(食保)第 号 年 月 日		
	4 指令(食保)第 号 年 月 日		
食品衛生監視員の意見		年 月 日 食品衛生監視員	
決裁印		食品衛生監視員の現地調査の結果は上記の通りであり基準に 適合している と認められるので 許可して よろしいか していない 不許可して	
		受付印	
		所長 課長 班長 班員	

担当者	(ふりがな) しょくひん じろう	電話番号
	担当者氏名 食品 次郎	- -
申請者情報	法第55条第2項関係	該当には <input checked="" type="checkbox"/>
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別 全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの) 加糖粉乳 魚肉ハム 食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) 調製粉乳 魚肉ソーセージ マーガリン 添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) 食肉製品 放射線照射食品 ショートニング	
	(ふりがな)	資格の種類
業種に応じた情報	食品衛生管理者の氏名 「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要	受講した講習会名称 年 月 日
	使用水の種類 上水道(直結 専用水道 簡専水 小規模 その他) 井水(消毒設備の有無) 有 無	自動車登録番号 自動車において調理をする営業の場合
	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	ふぐの処理を行う施設
添付書類	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	(ふりがな)
	指定成分等含有食品を取り扱う施設	ふぐ処理者氏名 ふぐ処理する営業の場合
事業譲渡	輸出食品取扱施設 この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	認定番号等
	施設の構造及び設備を示す図面(事業譲渡の場合は省略可) (飲用に適する水使用の場合)水質検査の結果 営業施設から200メートル以内の付近見取図 (法人の場合)登記事項証明書	(自動車による営業の場合)自動車検査証の写し その他保健所長が必要と認める書類
備考	営業を譲り受けたことを証する旨	
	(記載例) 保管場所: 熊本市 区 町 番地 仕込み場所: 熊本市 区 町 番地	